

総代選挙の公告

牟呂用水土地改良区定款附属書総代選挙規程第4条の規定により、総代の選挙を下記のとおり行うので、告示する。

令和6年4月23日

牟呂用水土地改良区
理事長 古 関 充 宏

記

- 1 選挙の期日 令和6年5月10日
- 2 投票開始の時刻 午前9時00分
- 3 投票終了の時刻 午後5時00分
- 4 選挙する総代の数

選挙区	選挙区域	定数
第1選挙区	新城市八名井 豊川市江島町、松原町、金沢町、三上町 豊橋市賀茂町、石巻小野田町	17人
第2選挙区	豊橋市花田町、北島町、菰口町、野田町、三ツ相町 吉川町、高洲町、馬見塚町、小向町、新栄町 富久縞町、青竹町、牟呂町、神野新田町	28人
合 計		45人

- 5 投票用紙に記載する総代の数 1人
- 6 その他

- (1) 総代に立候補しようとする者は、令和6年4月23日～4月24日の間に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
- (2) 総代の候補者を推薦する者(組合員5人以上)は、本人の承諾を得て、令和6年4月23日～4月24日の間に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
- (3) (1)及び(2)の届出は、午前8時30分から午後5時00分までの間に行ってください。
- (4) 総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別については、選挙の期日の3日前までに公告します。
- (5) 選挙区の総代の候補者の数とその選挙区において選挙すべき総代の数を超えた選挙区にあっては、(4)の内容に投票所及び開票所を加え、公告します。